

人吉市農業委員会定例総会
(第4回)

令和4年4月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年4月25日
スポーツパレス1階 会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 19 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 20 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 4 議第 22 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘

同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員	5番	恒松信孝
議事録署名推進委員	11番	向岩敏雄

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第4回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に5番委員、11番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第19号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第19号 朗読

○（議長）1番について8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する許可の決定についての1番についてご報告いたします。土地の所在については、記載のとおりです。農振区分は農用外。地目は田で、面積は409㎡となっております。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。野菜の栽培です。この農地は元々、譲受人が

小作地として作っていた農地です。2年前の豪雨災害で被災をしておりますが、この度、土砂の撤去が終わり、菜園として利用するとのことでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断しましたので、ご審議の方よろしくお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を会長と交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。2番から3番まで続けて10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）おはようございます。農地法第3条の2番について報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。農振区分は農用外で、畑です。面積が188㎡で3条の無償移転となっております。これは贈与ということで、関係性は兄弟でございます。位置図をご覧いただければ分かりますように、3区画は以前に他の兄弟の方から贈与されておられます。1筆だけ残っていましたが、譲受人の兄弟の方が昨年、お亡くなりになられたとのことで相続登記がやっと終わり、今回の申請に至ったとのことでございました。3条の調査書をご覧いただきたいと思います。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

続けて3番について報告をいたします。これも2番と同様で贈与の案件になります。土地の所在は記載のとおりで、農振区分は農用外でございます。面積は畑が178㎡、田が2,026㎡、合計の2,204㎡でございます。これも3条の無償移転です。関係性は親子でございます。聞き取り調査にて譲渡人がご高齢になり、息子に贈与をして管理をして欲しいとの希望でありました。調査書の1番、4番、5番、7番に該

当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （職務代理者）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
次に3番について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）4番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）それでは、農地法第3条の4番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は784㎡となっております。位置図は5ページとなります。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地は譲受人が耕作している田の隣になります。以前、譲受人が所有地を貸駐車場として転用し、作付面積が足りず、譲渡人が申請地の耕作をしないということで今回の売買になったということです。調査書

をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断し、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

5番については譲受人が1番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができません。よって一時退席をお願いします。

（ 1番委員 一時退席 ）

○（議長）5番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）5番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は4筆合計の1,618㎡となっております。位置図は6ページとなっております。位置図をご覧いただければ分かりますように、現在、譲受人が借りて耕作されております。今回、所有者から売買の相談があり、譲受人も買い受けるということで申請になりました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当しないと判断し、何ら問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

（事務局職員に1番委員を呼びに行くよう指示 1番委員 着席）

○（議長）6番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第19号、農地法第3条の許可申請に対する6番の報告をいたします。まずは議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は4筆合計の2,018㎡です。こちらは無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地は前のスクリーンをご覧ください。場所は、広域農道に高速道路の高架がありますが、その少し先となっております。こちらについて補足させていただきます。譲渡人と譲受人を見ていただきますと、名前やご住所を見ていただければ分かれると思いますが、親子となっております。実はこちらの農地は譲受人が既に中心となって耕作しておりまして、譲渡人の意向があり、経営を少しずつ移動していくところでの今回の贈与となっております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。6番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。

日程第2・議第20号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第20号 朗読

○（議長）1番と2番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（２番委員）おはようございます。それでは第２０号、農地法第５条の許可申請に対する１番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は２１６㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。譲受人の申請理由といたしまして、現在、両親と同居の３世代、６人家族の実家住まいであるが、手狭になったため土地を探していたところ、父名義の土地を無償で借り受けることができることとなった。申請地は実家に隣接しており、簡単に行き来でき、高齢の両親も安心して暮らせるということでした。位置図はスクリーンを見ていただきますと、申請地の隣に家がありますが、借受人の実家になります。給排水計画でございますが、給水計画は人吉市上水道より取水する。雨水については、敷地内における自然浸透式をする。生活雑排水、汚水については、敷地内に合併浄化槽を設け、南側道路側溝に放流する。被害防除計画については、造成中の被害防除は、隣接地との境界には盛土をし、土砂の流出等がないように注意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応する。完成後の被害防除といたしましては、周辺の農地等に被害が生じないように十分注意をする。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応するということでございました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第１種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第１種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして１番、３番、６番、８番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、２番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は雑種地です。農振区分は農用外、面積は５４７㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、個人住宅。これは既転用であり、始末書が添付されております。申請理由としまして、令和２年７月豪雨災害で被災され、現在は郡内の老人ホームで生活をされております。高齢ながらも身体的にも健康に過ごし、残りの余生を持ち家で生活したいとの思いがあり、将来は子供たちと一緒に暮らしたいとのことで、今回、申請をされたとのこと。息子さんが現在、遠方に住んでおられ、息子さんにも連絡をしたところ、将来的に息子さん夫婦が人吉市に帰って来られて、一緒に住まわれるということでございました。先ほども申しましたが、申請地は既転用であります。隣接地は過去３度、転用申請がありまして、今回、４回目の申請になり、同じ始末書が出されております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第１種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第１種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして１番、３番、６番、８番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。

2 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2 番は原案可決いたしました。

次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

○（職務代理者）3 番について10 番委員の調査報告をお願いします。

○（10 番委員）農地法第5 条の3 番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。

土地の所在は記載のとおりでございます。農振区分は農用外で、3 筆で403 m²でございます。所有権移転で譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場でございます。位置図はスクリーンのとおりでございます。転用目的は資材置場となっておりますが、位置図を見ていただきますと申請地の隣に建物がありますが、譲受人の倉庫になります。譲受人に聞いたところ、倉庫が手狭になってきているとのことで、今回の申請に至ったわけでございます。事業計画といたしましては、土地の選定理由は、先ほど申しましたとおり、既存している倉庫から近いところで土地を探していたということです。目的及び必要性については、現在、資材置場が不足し

ており、申請地3筆と隣接する宅地の計4筆を取得する予定であるが、南側には既存する倉庫もあり、この4筆をコンクリートブロックやU字溝等建築資材の保管場所とすることが業務上、最も効率的であるということでした。給排水計画については、給水はありません。被害防除計画については、万が一、被害が発生した場合には、当方において責任をもって対応するということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということでした。一般基準として1番、3番、6番、8番、10番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

○（14番委員）申請地には現在、耕作されております。着工が5月1日になっておりますが、作付けされている野菜についてはどうなるのでしょうか。

○（10番委員）譲渡人から耕作者に貸していた農地であり、譲受人が購入するということで耕作者の方にお話をされております。作付けされた農地の野菜は採っていただいて、それからの着工になります。着工を基準に考えられていましたが、野菜を作られているので、その分については着工が遅れるという譲受人の話でございました。

○（職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

○（議長） 4 番について 7 番委員の調査報告をお願いします。

○（7 番委員）農地法第 5 条の 4 番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は 3 5 6 m²となっております。権利は使用貸借となっております。貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。転用目的、転用理由は資材置場となっております。申請地は第 2 種農地で農業振興地域内、都市計画区域外となっております。ここは既転用となっております、始末書が出ております。始末書を読み上げます。「昭和 5 8 年九州高速道路開通時に分筆前の申請地は高速道路開通のため土地買収地域になりました。その結果、面積も狭くなり、形状も道路よりかなり下がってしまったので、高速道路工事の際に出た土砂を入れてもらって道路の高さまで上げてもらいました。隣接する土地は借受人の資材置場として利用していたので、今回の申請地もいつの間にか資材置場の延長として利用してしまいました。今回の申請地の法務局の土地台帳の地目が農地、田となっております。大変申し訳ございません。今回、遅くなりましたが、資材置場として農地転用申請を致します。今後は事前に調査し、手続きを得て工事を行いたい」とのことです。申請地は高速道路の残地のような土地で、法面の下の方にある土地であります。以前から既転用ではないのかと利用状況調査の時に言っておりましたところ、今回、申請に至ったところでございます。実質審査表をご覧ください。立地基準はその他の農地、第 2 種農地となっております。農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとなっております。一般基準といたしまして、1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 4 番は原案可決いたしました。

日程第３・議第２１号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第２１号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が１番は１１番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和４年４月１２日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が５１，３３０㎡、「畑」が１２，８２７㎡、合計の６４，１５７㎡あがってきております。一番下の所有権移転については１件ございました。右側の本年累計は記載のとおりです。次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが０件、公社売り渡しが１件、合計の１件でございました。今回、農業公社が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借入れの手続きは基盤強化法により利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございまして、その時に報告いたしますが、１～２か月後になる見込みです。次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が２０件、再設定が３件、合計の２３件あがってきております。いずれの案件も調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時17分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。所有権移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
次に1番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第4・議第22号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第22号 朗読

- （議長）1番について20番委員の報告をお願いします。

- （２０番委員）議第２２号、非農地証明願について報告をいたします。議案書の７ページをご覧ください。願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりです。この件につきましては、去る令和４年４月１３日に私と７番委員、事務局職員で現地調査を行いました。（１）については、農地としての確認は出来ず、既に道路と宅地の一部になっておりました。農地への復元は不可能と判断し、協議の結果、非農地証明の基準、３番のアに該当し、証明書交付は適当と判断をいたしました。

（２）については、現状は１ｍ程度の雑草が生い茂っており、雑木も数本生えておりますが、今後、草払いや雑木の処分を行い、耕すことで農地への復元は可能であると判断し、協議の結果、非農地証明の交付については、不適當と判断いたしました。以上、報告いたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

１番の（１）です。異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。

１番の（２）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。

次の非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

- （事務局 豊永係長）２番から１０番についての非農地証明願についてですが、議案書の８ページをご覧ください。３月の非農地判定に続いて今月も同じ町内の農地の所有

者から申請が出ております。申請件数も多く、豪雨災害の被災農地のため前回と同じく、通常の見たと違い、判断が出来ないところがありますので、1筆ずつスライドで確認をしながらその都度、採決を行っていきたいと思います。

○（議長）2番から10番について、13番委員の調査報告をお願いします。

○（13番委員）議第22号、2番から10番までの調査報告をいたします。議案書8ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりです。去る4月12日の午前9時から8番委員と私、事務局の豊永係長の3人で現地調査を行いました。スライドをご覧ください。2番の（1）の調査結果は、復元不可能、適当。

○（議長）ありがとうございました。では、スライドを見ながら1筆ごとに採決を行います。

2番の（1）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次、2番の（2）です。

○（13番委員）2番の（2）、復元不可能、適当とします。

○（議長）2番の（2）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。

次に３番をお願いします。

○（１３番委員）３番、復元不可能、適当。

○（議長）３番です。質疑はありませんか。

○（４番委員）場所はどの辺りになりますか。

○（１３番委員）位置図がないので、詳しく説明できません。

○（事務局係長）非農地証明願については、以前から場所の位置図は付けておりません。
スライドで写真を映し出しているのですが、いつもと違って見えますが、全く同じ書式内容になっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に４番をお願いします。

○（１３番委員）耕作可能であり、不適當。

○（議長）４番です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に5番をお願いします。

○(13番委員) 耕作可能であり、不適當。

○(議長) 5番です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に6番をお願いします。

○(13番委員) 耕作可能であり、不適當。

○(議長) 6番です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に7番の(1)をお願いします。

○(13番委員) 耕作可能であり、不適當。

○（議長）7番の（1）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に7番の（2）をお願いします。

○（13番委員）耕作は不可能であり、適当。

○（議長）7番の（2）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に8番の（1）をお願いします。

○（13番委員）耕作は不可能であり、適当。

○（議長）8番の（1）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に８番の（２）をお願いします。

○（１３番委員）耕作不可能であり、適当。

○（議長）８番の（２）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に８番の（３）をお願いします。

○（１３番委員）耕作不可能であり、適当。

○（議長）８番の（３）です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に８番の（４）をお願いします。

○（１３番委員）耕作不可能であり、適当。

○（議長）８番の（４）です。質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に８番の（５）をお願いします。

- （１３番委員）耕作不可能であり、適当。

- （議長）８番の（５）です。質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。
次に９番をお願いします。

- （１３番委員）耕作可能であり、不適當。

- （議長）９番です。質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。

次に１０番をお願いします。

○（１３番委員）耕作可能であり、不適當。

○（議長）１０番です。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和４年度第４回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時３０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員